附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（自動車取得税に関する経過措置）

2　この省令による改正後の地方税法施行規則第十六号の九様式は、この省令の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

○総務省令第二十八号

山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第十四条、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二十条、水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）第十三条、半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第十七条、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第三十八条、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第三十一条、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）第十条、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第九条、第三十二条、第三十七条、第四十九条、第五十八条及び第九十四条、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第二十条、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十三条、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第二十六条及び第三十八条並びに地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の六の規定に基づき、山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令

（山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第一条　山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成三年自治省令第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第二号中「家屋及び」を「特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及び」に改める。

（離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第二条　離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成五年自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

第三条第一項第一号中「電気供給業」を「電気供給業（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下この号において同じ。）」に改め、同条第三項中「第九項及び第十項」を「第十一項及び第十二項」に改める。

（水源地域対策特別措置法第十三条の固定資産税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第三条　水源地域対策特別措置法第十三条の固定資産税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成七年自治省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

（半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第四条　半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成七年自治省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

第二条第一項第一号中「電気供給業」を「電気供給業（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下この号において同じ。）」に改め、同条第三項中「第九項及び第十項」を「第十一項及び第十二項」に改める。

（奄美群島振興開発特別措置法第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第五条　奄美群島振興開発特別措置法第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成十一年自治省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号イ中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

第二条第一項第一号中「電気供給業」を「電気供給業（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下この号において同じ。）」に改め、同条第三項中「第九項及び第十項」を「第十一項及び第十二項」に改める。

（過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第六条　過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成十二年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号イ中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

第二条第一項第一号中「電気供給業」を「電気供給業（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下この号において同じ。）」に、「情報通信技術利用事業（法第三十条に規定する情報通信技術利用事業をいう。）用」を「農林水産物等販売業（法第三十条に規定する農林水産物等販売業をいう。）用」に改め、同条第三項中「第九項及び第十項」を「第十一項及び第十二項」に改める。

（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第十条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第七条　原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第十条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成十三年総務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

第二条第一項第一号中「電気供給業」を「電気供給業（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下この号において同じ。）」に改め、同条第三項中「第九項及び第十項」を「第十一項及び第十二項」に改める。

（沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第八条　沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成十四年総務省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第二項第二号イ中⑷を削り、⑸を⑷とし、⑹から⑼までを一ずつ繰り上げ、⑽を削り、⑾を⑼とし、⑿を⑽とし、⒀を⑾とし、⒁を⑿とする。

第二条第一号及び第三号、第三条第一号及び第三号、第四条第一号及び第三号、第五条第一号及び第三号並びに第六条第一号イ中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。